

いじめ防止基本方針

東海村立村松小学校

令和 7 年 4 月 1 日策定

東海村立村松小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定
(令和 7 年 4 月 1 日見直し)

いじめ防止に向けての基本的な考え方

1 基本理念

すべての児童は一人一人がかけがえのない存在である。いじめは、個人の存在を脅かし、人格形成に悪影響を与え、さらには生命に危険を与えるものであり、決して許される行為ではない。しかしながら、いじめはどの学校、どの学級でも起こりうると考えられる。本校でも、地域や家庭と協力し、全職員が、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物質的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止法第 2 条）

3 学校及び職員の責務

- ・児童が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、いじめなどがないようにする。
- ・児童がいじめを行わないとともに、いじめを放置しないように、いじめを決して許さない意識を育む。
- ・いじめを受けた児童の生命及び身体を保護することが特に重要であり、いじめ問題の解決に全力で取り組む。事後の注意深い観察、及びいじめを行った児童、いじめを受けた児童への定期的な声かけや面談、その保護者への事後の様子への報告及び、家庭での様子の聞き取り等を行う。※半年間は続ける。（「いじめ」事後観察シートなどを活用する。）
- ・きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった子供の育成をする。
- ・重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、学校は直ちに警察への相談・通報を行う。その際、警察に相談・通報を行った事案については、教育委員会と速やかに情報共有を図る。

Ⅱ いじめの未然防止の取組

1 学習活動

授業においては、言語活動に特に重点を置き、児童が自分の考えを持ち、自分の言葉で発表できる能力を育て、自己有用感や共感的理解の能力を培い、自己指導能力を高める。

全ての児童生徒が授業に参加できる、活躍できるための授業改善を行うために互いに授業参観を行う。

2 学級活動

ホームルームでの話し合い活動を、児童が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。また、児童が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級をつくる。

3 特別活動

他人から認められる体験をもつことによって、自己有用感を高め、いじめに向かわない児童を育成する。委員会活動やクラブ活動、学校行事、部活動の中で、全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定する。また、望ましい集団活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

- ・ 学級のよりよい生活作りに貢献できるよう、係活動、学級の組織の中で自分のよさや得意なことを生かして活動し「自己存在感」を与える取り組み
- ・ 異年齢交流活動などにおいて、上級生が下級生を思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら活動を楽しみ「共感的人間関係」を育てる取り組み
- ・ 集団宿泊活動や学校行事に、学級や自己の目標をもって参加し、自己実現の喜びを味わわせる取り組み

4 教育相談とスクールカウンセラー

日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築することによって、いじめを早期に発見、または未然に防止できるようにする。そのため、必要に応じて児童との個別面談の場を設け、自分自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、スクールカウンセラーを積極的に活用し、教育相談体制を整える。

5 日頃の観察から

児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該児童へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

6 人権教育の充実

児童が、いじめを自分たちの問題としてとらえた主体的な話し合い活動を通して、人権意識の高揚を図ることができるように支援する。

7 道徳教育の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に欠かせないことを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

8 情報教育の充実

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

9 職員や保護者、地域への働きかけ

児童、保護者、及び教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

Ⅲ いじめの早期発見の取組

1 日々の観察

日常的に児童等の様子や行動を観察しつつ、教師と児童との信頼関係を築くとともに、保護者と連携を図りながら、変化を把握するように努める。

2 教育相談・カウンセリング

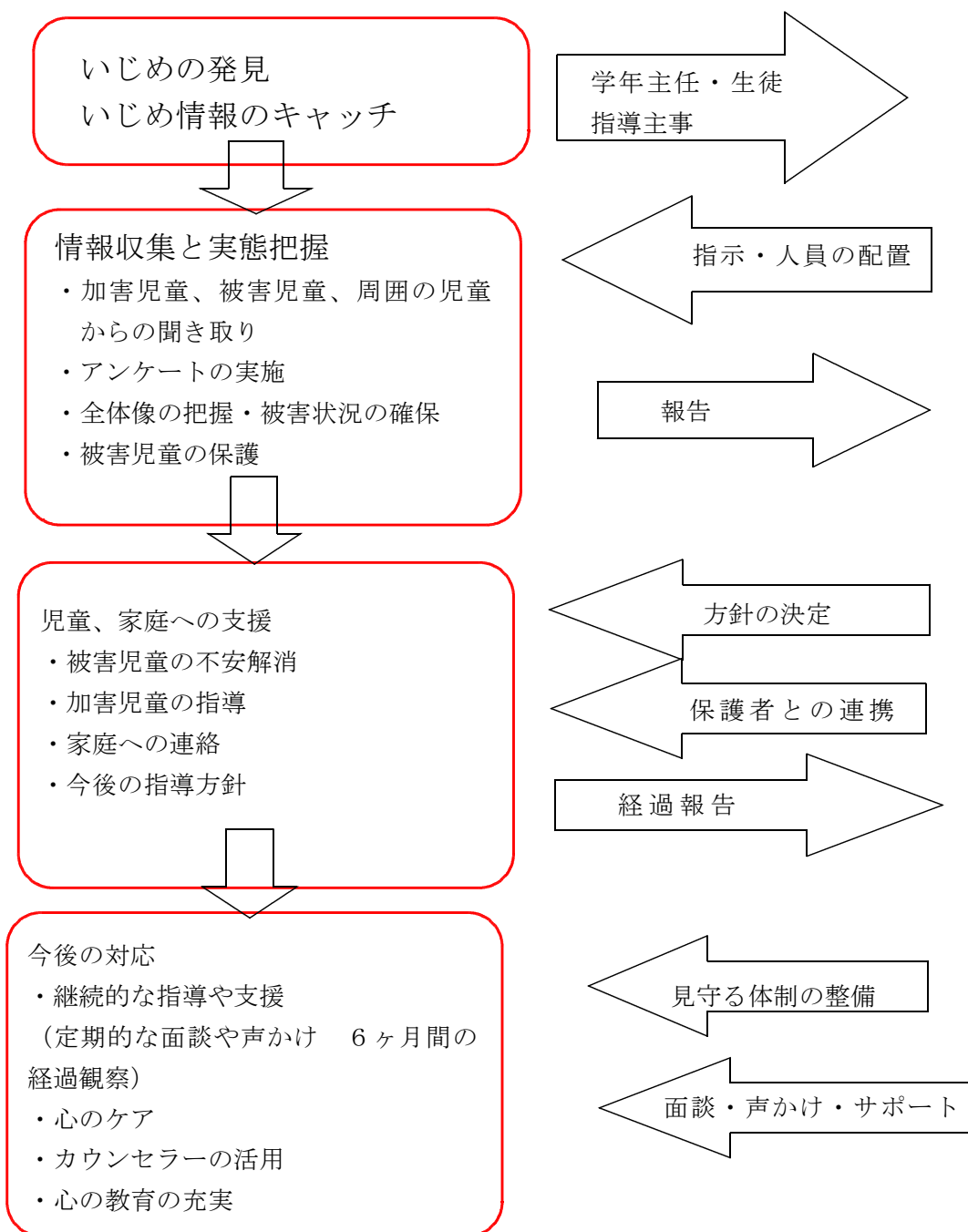
児童及びその保護者、その他関係機関がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

児童全員が学級担任と直接に話ができる個人面談という機会を年度の早い時期に行う。

3 アンケート

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する月1回の質問票の使用、児童との面談等による定期的な調査、その他の必要な措置を講じ、情報を全職員で共有する。

Ⅳ いじめが発生した時の対応 基本的な流れ



いじめ対策委員会の招集

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、
養護教諭、学年主任、担任

※いじめ事案発生後は、定期的な面談や
声かけなど、6ヶ月間は経過観察を実施
する

V いじめへの対処

- ・ いじめを発見し、または相談を受けた場合は「いじめ対策委員会」に速やかに情報を報告し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行う。当該児童等（被害が疑われる児童）、関係児童（加害が疑われる児童）からその訴えの内容を聞き取る時には、「いじめ」面談調査シートに基づいて聞き取りと記録を行う。
- ・ いじめを受けたとされる児童等、いじめを行ったとされる児童等の双方の事実認識について、相違が見られる場合は、「いじめであるか否か」の確認ではなく、どのような行為が事実として生じたのか（当該行為が「事実であるか否か」）の確認を行う。
- ・ いじめに係る通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、その行為はいじめか否かを認定し、いじめをやめさせるとともに、いじめではないとしても児童等とその保護者に事実関係の説明を行い、正しい理解を図る。また、次の対応等により再発防止に務める。
 - i いじめを受けた児童等に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
 - ii いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する情報提供及び助言
 - iii 全体（学級、部活動、遊び仲間等）の問題として、児童等への指導
- ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。複数の教職員によって聞き取りを行ったり、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものの協力を得たりする。特に、事後の注意深い観察、及びいじめを行った児童、いじめを受けた児童等への定期的な声かけや面談、その保護者への事後の様子への報告及び、家庭での様子の聞き取り等（月 1 回）を行う。※半年間は続ける。（「いじめ」事後観察シートなどを活用する）。
- ・ 重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、学校は直ちに警察への相談・通報を行う。その際、警察に相談・通報を行った事案については、教育委員会と速やかに情報共有を図る。（暴行、強要、児童ポルノ 等が考えられる）

いじめ防止のための取り組み年間計画

月	実 施 計 画
4 月	○学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ ○いじめ対策に係る共通理解、いじめ対策組織編成 ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【保護者会】
5 月	○校内研修「配慮を要する児童への対応」 ○行事を通じた人間関係づくり【運動会等】 ○たてわり班活動 ○校内いじめアンケート
6 月	○いじめアンケートと教育相談の実施 ○たてわり班活動
7 月	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ○学校評価の結果分析と改善策の検討 ○たてわり班活動
8 月	○二者面談
9 月	○たてわり班活動
10 月	○校内いじめアンケート ○行事を通じた人間関係づくり【遠足・村小まつり等】
11 月	○いじめアンケートと教育相談の実施 ○たてわり班活動
12 月	○学校評価の実施。児童・保護者の意見を聞く ○学校評価の結果分析と改善策の検討 ○たてわり班活動
1 月	○たてわり班活動
2 月	○いじめアンケートと教育相談の実施 ○たてわり班活動
3 月	○記録整理、次学年への引継ぎ情報の作成 ○小・中学校の情報連携のための連絡会の開催 ○校内いじめアンケート ○たてわり班活動